

各県立学校長 殿

教 育 長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業  
について (通知)

今年度の学校活動については、「令和 2 年度当初の時期における学校活動の留意点等について」(令和 2 年 4 月 1 日付けス第 30 号教育長通知)を発出したところですが、その後、県内においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて重要な局面を迎えており、仙台市内を中心に感染者が増加していること、及び年度の切り替わりで「感染拡大警戒地域」からの転入者等も多くいること、電車やバスなどの公共交通機関を使って広範囲から通学する生徒が多くいることから、下記により対応することとしたので承知願います。

記

1 県立学校 (県立特別支援学校を除く。)

(1) 臨時休業等について

春休み明けから 4 月 14 日 (火) までの期間を臨時休業とする。また、臨時休業中の部活動については、自粛するものとする。

(2) 入学式及び始業式について

入学式や始業式は、児童・生徒や保護者が、新たな担任やクラスメイトを含め学校との関係を構築する機会でもあることから、分散開催や規模の縮小を検討の上開催することとするが、臨時休業明けまで延期することも可とする。

なお、大人数が密集する形となる式典は行わないこととし、生徒、保護者が教室など別の会場に入り放送を活用するほか、手洗いや咳エチケットの推奨、アルコール消毒薬の措置、こまめな換気を行うなど、実施に当たっては感染拡大防止策を徹底する。

2 県立特別支援学校

特別支援学校の児童・生徒においては、健康状態の把握により慎重な対応が必要であると考え、春休み明けから 4 月 19 日 (日) までの期間を臨時休業とし、入学式や始業式の開催も 4 月 20 日 (月) 以降とする。

なお、児童・生徒の居場所確保のため、スクールバス、給食は通常通り運行・実施し、登校を希望する場合は登校可とする。

担当：スポーツ健康課学校保健給食班  
大宮司，大友

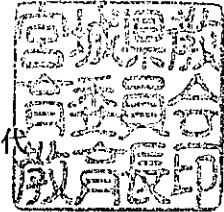
TEL 022-211-3666

FAX 022-211-3796

ス 第 37 号  
令和 2 年 4 月 6 日

各市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会  
教育長 伊東 昭代



新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業  
について（通知）

本県の教育行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県内においては新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて重要な局面を迎えており、仙台市内を中心に感染者が増加していること及び年度の切り替わりで「感染拡大警戒地域」からの転入者等も多くいることから、電車やバスなどの公共交通機関を使って広範囲から通学する生徒が多い県立学校では、徒歩通学が多い市町村立小中学校と比べ感染リスクが高いと判断し、別添のとおり臨時休業を実施することとしましたので、お知らせします。

各市町村教育委員会におかれましては、文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」を御参考に、地域の感染状況等を踏まえ、適切に御対応願います。

なお、これらの情報については、令和2年4月6日現在のものであり、今後の状況により随時変更の可能性がありますので、申し添えます。

<添付資料>

- ・ 県立学校への通知文書（写）

担当：スポーツ健康課学校保健給食班  
大宮司，大友  
TEL 022-211-3666  
FAX 022-211-3796  
義務教育課指導班  
千葉，滝野澤  
TEL 022-211-3646  
FAX 022-211-3691



各県立学校長 殿

教 育 長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業  
について (通知)

今年度の学校活動については、「令和 2 年度当初の時期における学校活動の留意点等について」(令和 2 年 4 月 1 日付けス第 30 号教育長通知)を発出したところですが、その後、県内においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて重要な局面を迎えており、仙台市内を中心に感染者が増加していること、及び年度の切り替わりで「感染拡大警戒地域」からの転入者等も多くいること、電車やバスなどの公共交通機関を使って広範囲から通学する生徒が多くいることから、下記により対応することとしたので承知願います。

記

1 県立学校 (県立特別支援学校を除く。)

(1) 臨時休業等について

春休み明けから 4 月 14 日 (火) までの期間を臨時休業とする。また、臨時休業中の部活動については、自粛するものとする。

(2) 入学式及び始業式について

入学式や始業式は、児童・生徒や保護者が、新たな担任やクラスメイトを含め学校との関係を構築する機会でもあることから、分散開催や規模の縮小を検討の上開催することとするが、臨時休業明けまで延期することも可とする。

なお、大人数が密集する形となる式典は行わないこととし、生徒、保護者が教室など別の会場に入り放送を活用するほか、手洗いや咳エチケットの推奨、アルコール消毒薬の措置、こまめな換気を行うなど、実施に当たっては感染拡大防止策を徹底する。

2 県立特別支援学校

特別支援学校の児童・生徒においては、健康状態の把握により慎重な対応が必要であると考え、春休み明けから 4 月 19 日 (日) までの期間を臨時休業とし、入学式や始業式の開催も 4 月 20 日 (月) 以降とする。

なお、児童・生徒の居場所確保のため、スクールバス、給食は通常通り運行・実施し、登校を希望する場合は登校可とする。

担当：スポーツ健康課学校保健給食班

大宮司，大友

TEL 022-211-3666

FAX 022-211-3796